

岐阜県公報

目次

告示

海津都市計画区域の変更
養老都市計画区域の変更
都市計画の変更

(都市政策課) 一
(同) 三
(同) 三

告示

岐阜県告示第三百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第一項の規定により海津都市計画区域を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画区域の名称

海津都市計画区域

二 都市計画区域に含まれる土地の区域

海津市海津町松木、海津町瀬古、海津町神桐、海津町成戸、海津町福一色、海津町田中、海津町鹿野、海津町秋江、海津町草場、海津町大和田、海津町駒ヶ江、海津町長瀬、海津町日原、海津町立野、海津町長久保、海津町石亀、海津町外浜、海津町森下、海津町古中島、海津町福江、海津町万寿新田、海津町金廻、海津町油島、海津町稲山、海津町本阿弥新田、海津町宮地、海津町安田新田、海津町安田、海津町帆引新田、海津町七右エ門新田、海津町沼新田、海津町深浜、海津町五町、海津町江東、海津町福岡、海津町高須、海津町西小島、海津町東小島、海津町萱野、海津町内記、海津町札野、海津町馬目、海津町日下丸、海津町平原、海津町高須町、平田町今尾、平田町土倉、平田町脇野、平田町西島、平田町高田、平田町三郷、平田町仏師川、平田町蛇池、平田町者結、平田町幡長、平田町野寺、平田町岡、平田町須賀、平田町勝賀、南濃町津屋字河原中、南濃町津屋字山新田、南濃町津屋字河原添、南濃町津屋字大堀、南濃町津屋字宮西、南濃町津屋字五反田、南濃町津屋字川東、南濃町津屋字総作、南

濃町津屋字渡田、南濃町津屋字川並、南濃町津屋字神明、南濃町津屋字観音、南濃町津屋字正蓮寺、南濃町津屋字山神、南濃町津屋字十二町歩、南濃町津屋字鐘鋳場、南濃町津屋字上屋敷、南濃町津屋字寺屋敷、南濃町津屋字清水、南濃町津屋字又り田道上、南濃町津屋字又り田道下、南濃町津屋字堤田、南濃町津屋字株木、南濃町津屋字下川並、南濃町津屋字清水屋敷、南濃町津屋字中屋敷、南濃町津屋字広畑、南濃町津屋字八幡、南濃町津屋字西園、南濃町津屋字飯畑、南濃町津屋字天皇森、南濃町津屋字新田、南濃町志津字古堤新開、南濃町志津字大藪、南濃町志津字川並、南濃町志津字沢、南濃町志津字北屋敷、南濃町志津字野中、南濃町志津字小谷、南濃町志津字南条、南濃町志津字南屋敷、南濃町志津字仲原、南濃町志津字菖蒲原、南濃町志津字横割、南濃町志津字山田、南濃町志津字下池、南濃町志津字井口(一八〇一の一、一八一五の一、一八一六の一、一八一七、一八一八の二、一八二〇の一、一八二一の一、一八二二、一八二三の二、一八三三の一から一八三三の三まで、一八二五、一八二六、一八三二から一八三五まで、一八三六の一から一八三六の四まで、一八三七の一から一八三七の四まで、一八三八から一八四二まで、一八四三の一から一八四三の三まで、一八四四の一、一八四四の二、一八四五の一、一八四五の二、一八四六の一から一八四六の四まで、一八四七の一、一八四七の二、一八四八から一八五一まで、一八五二の一、一八五二の二、一八五三から一八五八まで、一八六四の二から一八六四の二九まで及びこれらに伴う道路、水路等の全部を除く)、南濃町戸田、南濃町徳田、南濃町庭田字腰越、南濃町庭田字東山、南濃町庭田字口庭田、南濃町庭田字古畑、南濃町庭田字三之輪、南濃町庭田字中道南、南濃町庭田字中道北、南濃町庭田字細尾、南濃町早瀬、南濃町駒野新田、南濃町駒野、南濃町奥条、南濃町羽沢字山田、南濃町羽沢字山条、南濃町羽沢字八幡西、南濃町羽沢字川原南、南濃町羽沢字春日北、南濃町羽沢字天神西、南濃町羽沢字川原北、南濃町羽沢字河原北通、南濃町羽沢字前山通、南濃町羽沢字北之会、南濃町羽沢字川田、南濃町羽沢字山田、南濃町羽沢字屋敷添、南濃町羽沢字岡、南濃町羽沢字古屋敷、南濃町羽沢字江向、南濃町羽沢字石ヶ瀬、南濃町羽沢字出口通、南濃町羽沢字七瀬割、南濃町羽沢字小平、南濃町羽沢字丑起、南濃町羽沢字長代、南濃町羽沢字井口、南濃町羽沢字砂田、南濃町羽沢字川原、南濃町羽沢字阿原通、南濃町羽沢字大代通、南濃町羽沢字明弓、南濃町羽沢字北条、南濃町羽沢字取払、南濃町羽沢字北谷(一〇九〇の一、一〇九〇の二、一六三三の一及び一六三三の二を除く)、南濃町上野河戸字御山、南濃町上野河戸字山田、南濃町上野河戸字谷田、南濃町上野河戸字堂島、南濃町上野河戸字伴七、南濃町上野河戸字伊崎、南

濃町上野河戸字敷下、南濃町上野河戸字神ノ木、南濃町上野河戸字薬師下、南濃町上野河戸字元湯屋町、南濃町上野河戸字黒門、南濃町上野河戸字南条、南濃町上野河戸字南山条、南濃町上野河戸字山王前、南濃町上野河戸字北山条、南濃町上野河戸字法華寺、南濃町上野河戸字四ツ辻、南濃町上野河戸字中之切、南濃町上野河戸字北条、南濃町上野河戸字坂之上、南濃町上野河戸字大藪下、南濃町上野河戸字弥市東、南濃町上野河戸字柵田、南濃町山崎字南原、南濃町山崎字南条畑、南濃町山崎字北畑、南濃町山崎字山田、南濃町山崎字二番割、南濃町山崎字川原崎、南濃町山崎字新田、南濃町山崎字狐畑、南濃町山崎字川田、南濃町山崎字江向、南濃町山崎字大立、南濃町駒野奥条入会地字東谷(海津市南濃第一市営住宅敷地分のみ)、南濃町安江字河原南、南濃町安江字木戸、南濃町安江字安江、南濃町安江字半割、南濃町安江字矢落、南濃町安江字盤若谷、南濃町太田字町通、南濃町太田字大里、南濃町太田字山畑、南濃町太田字南条、南濃町太田字住吉、南濃町太田字明代、南濃町太田字出口、南濃町太田字垣内、南濃町太田字杉生平(三七四の一、三七五の一から三七五の四まで、三七五の六、三七八の一から三七八の一〇まで、三七九の一、三七九の二及びこれらに伴う道路、水路等の全部を除く)、南濃町吉田字村上、南濃町吉田字村合、南濃町吉田字一切、南濃町吉田字二切、南濃町吉田字内新田、南濃町吉田字村下、南濃町吉田字三切、南濃町吉田字中島(一五九〇の一から一五九〇の四七まで、一六三四の一、一六三四の八から一六三四の一まで、一六五五、一六五六、一六五七の一、一六五七の二、一六五八から一六九三まで及びこれらに伴う道路、水路等の全部を除く)、南濃町松山字石土場、南濃町松山字古堤、南濃町松山字亀池、南濃町松山字茂原、南濃町松山字四番代、南濃町松山字福田野、南濃町松山字東ベリ、南濃町松山字辰ヶ平、南濃町松山字松ヶ平、南濃町松山字坪ノ内、南濃町境字万条、南濃町境字東縁、南濃町境字奥条分、南濃町境字明田池、南濃町境字道西、南濃町境字外畑、南濃町境字山手、南濃町境字一番割、南濃町境字二番割、南濃町境字三番割、南濃町境字杵山、南濃町境字石割、南濃町境字亀ヶ平、南濃町境字狐平(二七八五の一から二七八五の九まで、二七八六の一から二七八六の五まで、二七八六の二から二七八六の四四まで、二七八六の四六から二七八六の七五まで、二七八七の一から二七八七の三まで、二七八八の一、二七八八の三から二七八八の一〇まで、二七八九の一、二七八九の二、二七八九の四、二七八九の五、二七九〇の一から二七九〇の五六まで、二七九〇の六一、二七九〇の六二、二七九〇の六四から二七九〇の六六まで、二七九〇の六八、二七九〇の六九及びこれらに伴う道路、水路等の全部を除く)、南濃町田鶴

三 参考

この変更により新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

- 海津市南濃町志津字下池二二一の二の一部、二二一六から二二一八までの各一部、二一九〇の一部、二一九一から二一九三まで、二一九四の一部、二二三三の一部、二二三五の一部、二二五四の一部、二二五五の一部、二二六四の一部、二二六五の一部、二二六九から二二七六までの各一部、二二七七、二二七八の一部、二二七九から二二八二まで、二二八三の二、二二八三の二、二二八四、二二八五、二二八六から二二九〇までの各一部

岐阜県告示第三百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により養老都市計画区域を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画区域の名称

養老都市計画区域

二 都市計画区域に含まれる土地の区域

- 養老町高田、押越、烏江、高田馬場町、沢田、桜井、五日市、上方、龍泉寺、勢至、石畑、柏尾、養老、養老公園、高林、京ヶ脇、明德、口ヶ島、飯ノ木、大跡、西岩道、岩道、鷺巣、小倉字大道下、小倉字大道上、小倉字長畑、小倉字海道下、小倉字四石畑、小倉字海道上、小倉字七ツ屋、小倉字北原、小倉字三代明神、小倉字南原、小倉字南中道上、小倉字権原、小倉字中道上、小倉字中道下、小倉字前並、小倉字北新田、小倉字南新田、小倉字替地、小倉字跡附、小倉字中山、小倉字除下、小倉字古新田、西小倉、有尾、田、横屋、若宮、船見、一色字上戸樋、一色字浮島、一色字大墳、一色字小名、一色字北河原、一色字栢ノ木、一色字中原、一色字中島、大巻、根古地、瑞穂、大場、釜段、船附、大野、下笠、上之郷、栗笠、飯田、大坪、蛇持、祖父江、江月、直江、金屋、飯積、泉町、三神町、滝見町、橋爪、中、安久、豊、宇田、色貝、室原

三 参考

この変更により新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

- 養老郡養老町有尾字下池六六三の一部、六六四の一部、六六五から六六八まで、六六九の一部、六七〇、六七二から六七九まで、六八一から六九三まで、六九四から七〇〇までの各一部、七〇八の一部、七二四の一部、七二五の一部

岐阜県告示第三百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

海津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び海津市建設部都市計画課

岐阜県告示第三百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

- 一 養老都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課及び養老町産業建設部建設課

平成二十四年八月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社